

# 事前協議の取扱いについて

## 1. 土地開発事業事前協議申請書により協議を要する開発事業

- (1) 開発の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上となる土地開発事業（資材置場・駐車場・太陽光発電施設等も含む）
- (2) 開発区域を 3 区画以上に分割して行う土地開発事業
- (3) 計画戸数が 8 戸以上の集合住宅、貸店舗、その他これらに類する建築物に係る土地開発事業
- (4) 開発区域が既存の開発区域と機能的に一体と認められる場合、又は同一の開発業者と認められる者が連続して土地開発を行う場合で、既存の開発区域の面積と合計面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上となる土地開発事業
- (5) 前各号以外にあっても、町長が特に当該事業を行うことにより公共施設等を整備する必要があると認めた土地開発事業

## 2. 添付図書等

- (1) 土地開発事業事前協議申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 都市施設の整備計画書（別記様式第 3 号）
- (3) 土地開発事業の施工等の同意書（別記様式第 5 号）  
権利者（事業主と地権者が異なる場合）
- (4) 土地開発事業の隣地確認書（別記様式第 6 号）  
隣接地主（官地以外の隣接地主全員、確認が取れない場合は理由書を添付すること）
- (5) 土地開発事業の設計については、設計の基準（別表第 1）による
- (6) 図書は土地開発事前協議申請書添付図書一覧表（別表第 2）による

## 3. 土地開発事業事前協議申請書の提出期限等

提出部数	2 部
提出期限	毎月 20 日（休日の場合は、翌開庁日とする）
土地利用対策委員会	毎月上旬（10 日前後）開催